

【利益相反管理方針】

第1条（目的・対象事業の特定）

本方針は、当社が損害保険代理業および旅行業を兼業するにあたり、利益相反の可能性を適切に管理し、お客様の利益を保護することを目的とします。

利益相反とは、当社または当社の利益が、お客様（保険契約者・被保険者・旅行参加者）の利益と相反する、または相反するおそれがある取引をいいます。

なお、当社の旅行業における各種手配（宿泊、交通、オプションルツアー等）は、保険金の支払い対象となるサービス提供に関連する場合があります、これらを保険金関連事業として位置付けます。

第2条（管理対象取引の特定方法）

当社が取り扱う保険契約者に対し、旅行手配やツアー催行に関するサービスを提供する場合であって、当該サービスが保険金請求や補償対象と関連する場合、これを管理対象取引とします。

具体的には、以下の方法により特定します。

- (1) 旅行申込時または事故発生時に、当社取扱の保険契約者であるかを確認
- (2) 保険適用の有無および範囲を確認
- (3) 旅行手配内容・費用が適正であるかを確認
- (4) 必要に応じて関係部署（旅行部門・保険部門）間で情報共有を行う

第3条（利益相反の類型）

当社において想定される利益相反の類型は以下のとおりです。

- (1) 保険金請求に関連して、実態以上に高額な旅行手配費用を計上する行為
(例：宿泊費・交通費・代替手配費用の過大計上)
- (2) 実際には必要のないサービスを付加し、費用を請求する行為
(例：不要なオプションルツアーの付加、過剰なグレード手配)
- (3) 特定の取引先や自社利益を優先し、お客様に不利益な手配を行う行為
(例：手数料の高い商品を優先的に案内する)

第4条（管理方法・記録）

- （1）管理対象取引については、見積書・手配内容作成時点で、内容および費用の妥当性を担当者および管理者が確認します。
- （2）旅行手配内容および費用について、第三者的視点でのチェックを実施し、結果を記録・3年間保存します。
- （3）定期的に内部監査を実施し、適正な運用が行われているか検証します。

第5条（管理体制）

- （1）利益相反管理責任者を任命し、管理体制の整備・運用を行います。
- （2）全社員に対し、利益相反に関する教育・研修を定期的を実施します。
- （3）本方針は、お客様からの求めに応じて開示し、透明性を確保します。

第6条（改定）

本方針は、法令改正および業務内容の変更等に応じて適宜見直します。

以上

2026年7月1日

株式会社河北新報普及センター
利益相反管理責任者 佐藤 順也